

役員・会計監査等に関する細則

第1章 役員

(会長選考委員会)

1. 会長候補者は、会長選考委員会により選出される。
2. 会長選考委員会は、原則として実行委員会のメンバーを委員とする。
3. 会長選考委員会の委員長・副委員長は、現役員の中から、役員会の協議により各1名を選出する。ただし委員長は、次年度に退会¹(注)しない役員に限る。

(役員選考委員会)

1. 役員(会長を除く)候補者は、役員選考委員会により選出される。
2. 役員選考委員会は、次のメンバーを委員とする。
 - (1) 役員
 - (2) 学級代表(1～5学年) 計10名(各学年の学級数により人数変更有)
 - (3) 学校代表(学校長・副校長・教員) 計3名
3. 役員選考委員会の委員長・副委員長は、現役員の中から、役員会の協議により各1名を選出する。ただし委員長は、次年度に退会²(注)しない役員に限る。
4. 役員選考委員長・副委員長は、現役員・学級代表の協力の下に、各学級の役員候補者1名を選出する。ただし、役員選考委員会が認めた場合には、この限りではない。
5. 年度当初で役員に欠員が生じた場合は、当該役員の所属学級(又は所属学年)から役員候補者を選出する。会長は、これを実行委員会に諮り承認を得て補充を行う。

(会長選出学級・役員留任学級、クラス替え)

1. 会長を選出した学級、現役員が留任した学級については、他に役員希望者がいれば1学級に役員が複数となっても可とする。
2. 1学級に役員が複数となっても可とする。

第2章 会計監査

1. 会計監査候補者は、再任の場合を除き、役員会の協議により2名以上若干名を選出する。候補者は、当該年度最終の役員会までに選出を終え、総会の承認を得る。
2. 会計監査は、役員から独立した監査職であり、役員の職務は負わず、役員会その他の会合には原則として出席しない。ただし会計監査が希望すればいつでも全ての会合に出席し、会計的観点から意見を述べ、指導勧告を行うことができる。会則第20条5.(1)の場合はその規定に従い警告を与え、会計の更迭を要求することができる。
3. 会計監査は、少なくとも半期に1度、監査を実施する。

第3章 免除規定

(役員就任に伴う免除)

P T Aの役員を1年以上務めた家庭は、以後すべての役員・委員を免除する。ただし

¹(注) 退会：児童の卒業等によりP T A会員でなくなることを。

当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はPTAからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

注記： 1. 改正前の細則により獲得された免除は引き続き効力を有する。

（学級代表就任に伴う免除）

学級代表を1年以上務めた家庭は、以後学級代表を免除する。ただし、当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はPTAからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

注記： 1. 改正前の細則により獲得された免除は引き続き効力を有する。

（学級委員の複数回就任に伴う委員長免除）

学級委員を2回務めることになる家庭は、2回目の就任時において委員長を免除する。ただし、当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はPTAからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

（学級委員の複数回就任に伴う免除）

学級委員を2回務めた家庭は、以後すべての役員・委員を免除する。ただし、当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はPTAからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

（会長就任に伴う免除）

会長を務めた家庭は、以後すべての役員・委員を免除する。当該免除は当該児童及び兄弟姉妹に適用される。なお、獲得した免除はPTAからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

第4章 入会及び退会

（入会）

1. 本会の会員資格は、本校に在籍する児童の保護者と教職員が有し、児童の入学（転入）及び教職員の着任と同時に入会したものとみなす。

（退会及び再入会）

1. 第4章（入会）1.の規定にかかわらず、会員は、別に定める「退会届」の様式を役員に提出することにより退会することができる。
2. 児童の卒業（転出）または教職員の退任と同時に退会したものとみなす。ただし、卒業児童の保護者が役員、学級委員又は会計監査（以下「役員等」という。）に就任している場合、当該役員等の任期終了日まで会員資格を有するが、児童卒業後の会費は徴収しない。
3. 前記の1.の手続きによる退会に伴う会費の徴収の有無については、10日以前に退会届が提出された場合は当該提出月の翌月徴収分から徴収を停止する。11日以降に退会届が提出された場合は、当該提出月の翌々月徴収分から徴収を停止する。
4. 前1.に定める手続きにより退会した者は、会員資格を有する限り、別に定めた「再入会届」の様式を本部役員に提出することにより再入会することができる。再入会に伴う会費の徴収の有無については、前3.の規定に準ずる。

附則（令和4年2月5日）

1. 本細則は令和4年2月5日より施行し、平成30年度の役員、会計監査及び学級委員の就任より適用する。

附則（令和5年4月25日）

1. 本細則は令和5年4月1日より施行する。

以上